# 知的財產権概論 第2回

特許制度は何のためにあるのか?

たくみ特許事務所 弁理士 佐伯 裕子

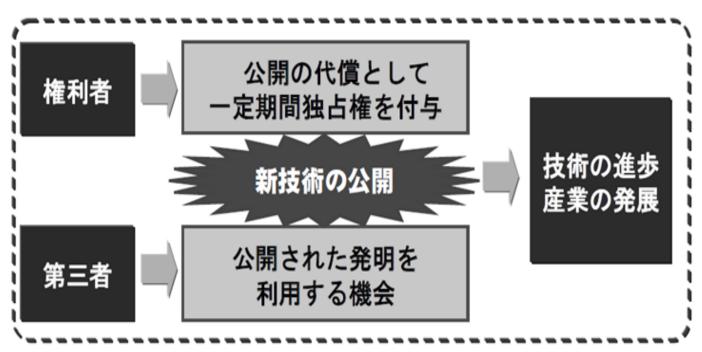
# 特許制度は何のためにあるのか?

- 1. 特許制度の役割
- 2. 特許の排他性
- 3. 特許と実用新案
- 4. 特許とノウハウ(営業秘密)
- 5. 日本と欧米の特許への姿勢
- 6. 特許を取っておけば・・・
- 7. 期間の計算

#### 特 許 制 度 の 役 割

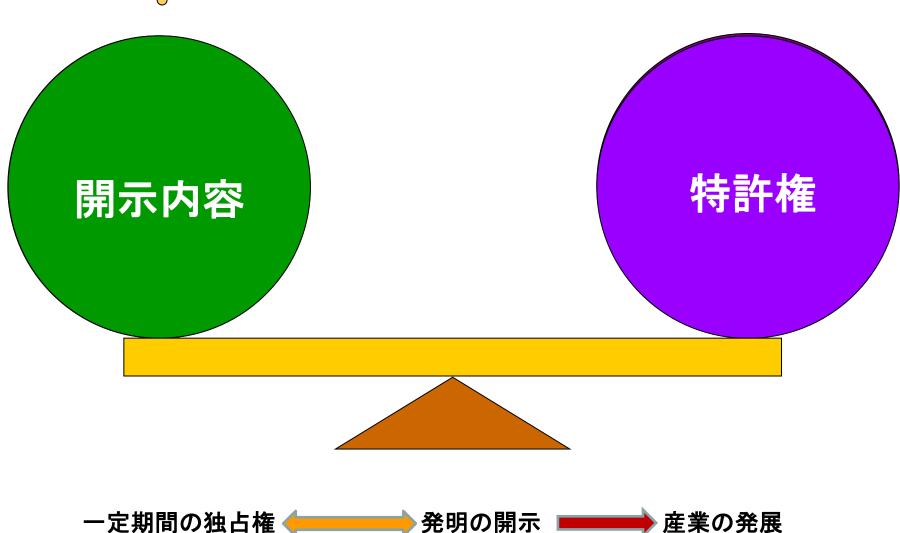
#### 特許法第1条(目的)

「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」

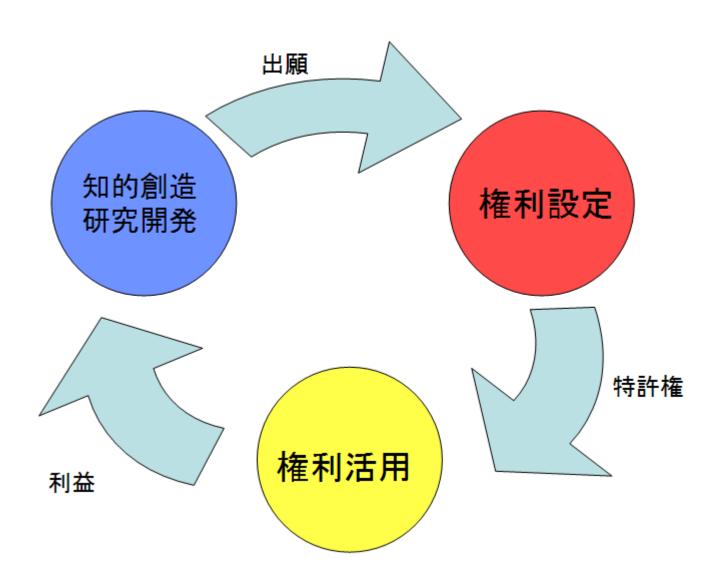


(工業所有権情報・研修館研修用テキストより)

# 特許明細書の開示と特許権



# 知的創造サイクル



# 特許権の本質

特許法68条(特許権の効力)

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。

### 特許権の本質=「独占的排他権」

×「独占的実施権」・・・(ノウ・ハウ)

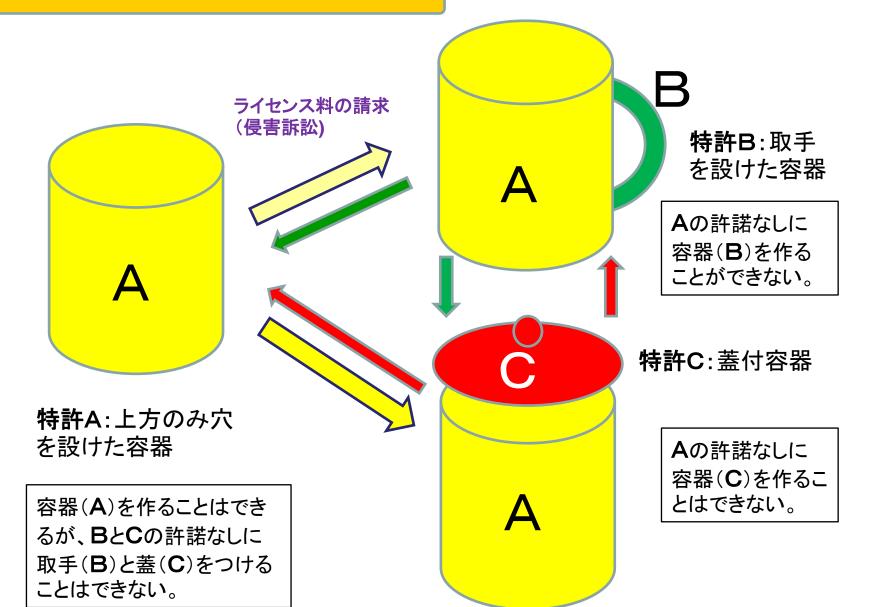
他人の「特許権」の存在により自己の「特許権」

→ の実施ができない場合がある

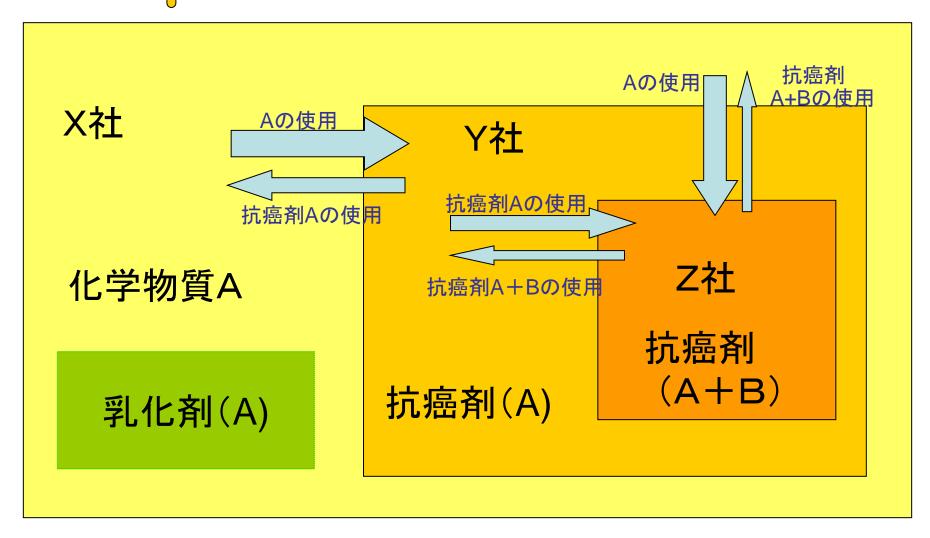
すなわち、特許権の本質は、

「特許権」が設定された自己の「発明」を、他者には実施させない権利(=他者を排除する権利)である。

#### 特許権の本質:独占的排他性



#### 特許権の本質:独占的排他権





:侵害 or ライセンス契約

# 実用新案制度

#### 1. 実用新案制度の経緯

- ① 実用新案制度導入(明治38年) 国内産業を諸外国産業から保護育成、実用品などのちょっとした工夫(考案、小発明)を保護
- ② 無審査登録(平成5年改正) 大企業が活用。実用新案約10万件(特許40万件弱)。審査の遅延。
  - 無審査登録
  - 存続期間6年
  - 「実用新案技術評価書」の創設
- ③ 実用新案権を強化する改正(平成16改正) 出願数激変し、年間約8,000件に。
  - · 存続期間6年→**存続期間10年**に延長
  - 実用新案登録→「特許出願」変更可
  - 実用新案権の訂正の許容範囲拡大
  - 実用新案登録料の低減

#### 2. 特許出願よりも実用新案出願を選択する場合

- ライフサイクルの短いもの
- 費用を抑えて、多数の出願でカバーしたい機器など
- 防衛出願

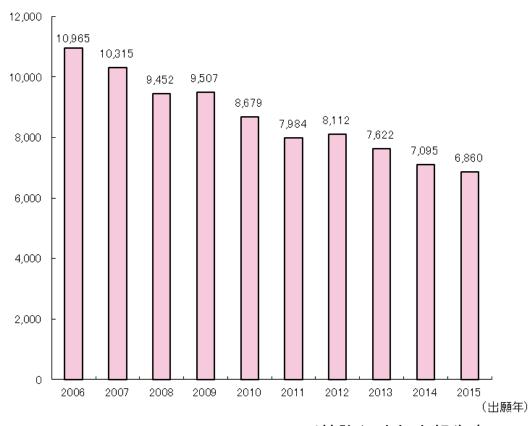
## 特許と実用新案

	特許	
保護対象	物、方法、物を 生産する方法の発明	物品の考案に限定特許出願手数料
実体審査	審査官が審査	無審査 出 順 15,000円 審査第末118,000円+(4,000 円×請求項數)
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
権利になるまで	審査請求から平均30月 (最終処分まで)	出願から2~3月 (不備のないもの) 出 ■ 14,000円
費 用 (登録から3年分)	約15万円	新2万円 出 額 14,000円 全 録 2,100円+(100円 ※請求項数)/年 (1~3年まで)
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して 警告した後でなければ できない  技術評価書  42,000円+1請求項  につき1,000円
出願件数	年間約34万2千件	年間約8千件
		(工業所有権情報・研修館 研修用テキストより)

※権利になるまでの期間及び出願件数は2012年の数値。

### 実用新案登録出願件数

(件)



(特許行政年次報告書 2016年版)

# ノウ・ハウ (Know-how)

- 1. ノウ・ハウ (know-how)とは:製品開発や製造などに必要な技術、知識。技術情報.企業秘密。
- くメリット> 権利期間は永久的。特許要件の検討不要、特許出願費用、登録料不要。
- 〈デメリット〉 秘密保持は自己責任。適法な入手「差止め」不可。他者「特許出願」に対抗不可。

#### 2. 特許出願かノウハウ秘匿か

#### くノウ・ハウ秘匿>

- ・製法。特に、製造時の微妙な設計、詳細な反応条件の設定などに特徴がある場合 製品を見ただけでは技術内容が解明できない、特許性(進歩性)主張しにくい、権利行使しにくい
- ・他社の追随を許さない独占的な技術分野、他人のまねできない職人的な勘、技

#### く特許出願>

- ・分解可能な「機械」「機器」、分析可能な「化学物質」や「組成物」などの場合
- 競争が激しい分野、他社に特許を取得されかねない技術。

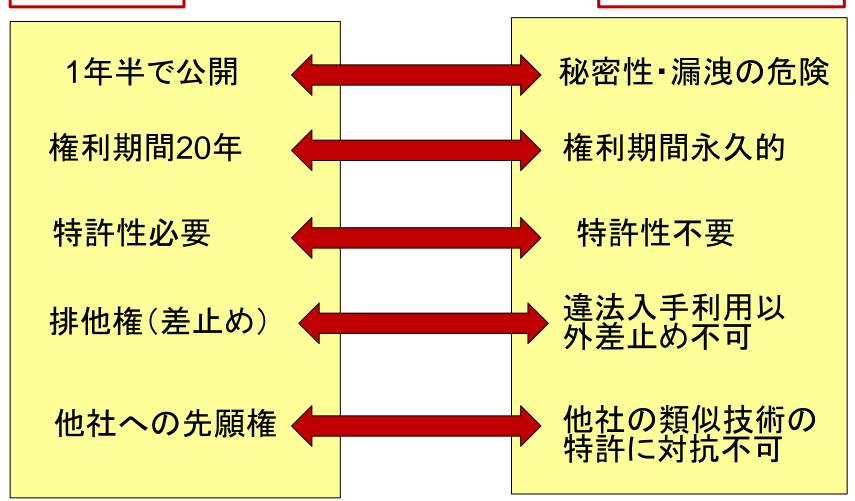
#### 3. 「ノウハウ秘匿」を選択した場合の留意点

- ・秘密保持には万全の注意を。
- 常にその技術分野の動向を調査し、いつでも特許出願が可能なように準備しておく。
- ・侵害だと訴えられてもいい準備(実施開始日の特定、実施の事実の証明) 図面、設計図、製造工程表、実験ノート →「先使用権」の主張

#### 特許出願とノウハウ秘匿

特許出願

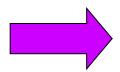
ノウハウ秘匿



# 欧米と日本の特許への姿勢(1)

### 米国の場合

- ・合衆国憲法第1条(1787) ・・・建国当初から知的財産権重視 著作者、発明者に対する一定期間の排他的権利を保障
- ·米国特許法制定(1790)
- ・リンカーン大統領演説(1958)米国商務省入口 「特許制度は、天才の炎に利益という油を注いだ。」
- 歴代大統領も特許権者(ワシントン、リンカーン)



大発明ラッシュ (19~20世紀)

ベルの電話(1876); エジソンの白熱電球(1879); イーストマンのコダックカメラ(1889); ライト兄弟飛行機 (1903): ベークランドのプラスチック(1909)

### 欧米と日本の特許への姿勢(2)

#### イギリスの場合

- •独占条例の制定(1624)
- •ペニシリンの発明と特許

フレミング: (1929論文発表) ◆ 政府助成金 青カビから殺菌作用のある物質を発見、ペニシリンと命名 特許出願はしたが手続を怠り、基本特許の取得できず

フローリー:ペニシリンの量産化技術の研究開発(1939~)

- ➡×英国製薬会社からは拒絶
- 米国で研究再開、米国企業が多数生産技術特許、

第2次大戦中ペニシリン生産 英 多額のライセンス料支払

- 発明開発法の制定(1948)
- •NRDC(英国の発明育成、特許管理のための研究開発公社)設立(1949)
- •NRDCの民営化(1992)→BTGインターナショナル上場企業(1995)

### 欧米と日本の特許への姿勢(3)

#### 日本の場合

特許制度がなかなか根付かない風土。文化。

- 1885年(明18) 専売特許条例の制定(英から200年、米から100年遅)
- ・ジベレリン(植物品種改良剤、植物成長促進物質)
  - 1926 黒沢栄一博士 イネのバカ苗病原因カビの分泌物から発見
  - 1935 藪田貞治郎、住木諭介(東京帝国大)が「ジベレリン」と命名
  - 1958 農業試験場 種なしブドウ

住木博士が、ニューヨーク国際学会に招待され講演で研究成果発表、

- 発表後特許出願 ==>× 自分の研究論文が出願前公知
- ★国の製薬会社が、ジベレリンの合成樹脂カプセル化特許取得 (空気中の酸素による劣化防止) ◆ 日本高額ライセンス料
- ・クロスカップリング技術(有機合成化学の基本技術)
  - 1977 根岸カップリング (有機亜鉛+有機ハロゲン/Pd触媒)
  - 1979 鈴木カップリング(有機ホウ素+有機ハロゲン/Pd触媒+塩基)
  - 2010 根岸、鈴木博士 ノーベル化学賞受賞、特許出願はしていない
- •iPS細胞 2012ノーベル生理学賞 山中伸弥博士(京大)
  - 25年度政府予算iPS細胞研究推進費90億円

# バイオテクノロジー基本技術と特許

#### 遺伝子組換え技術

#### 基本特許(米国のみ)

▶1975 コーエン・ボイヤー特許(スタンフォード大)特許出願



───── 低いライセンス料でも総額約2億5000万ドル

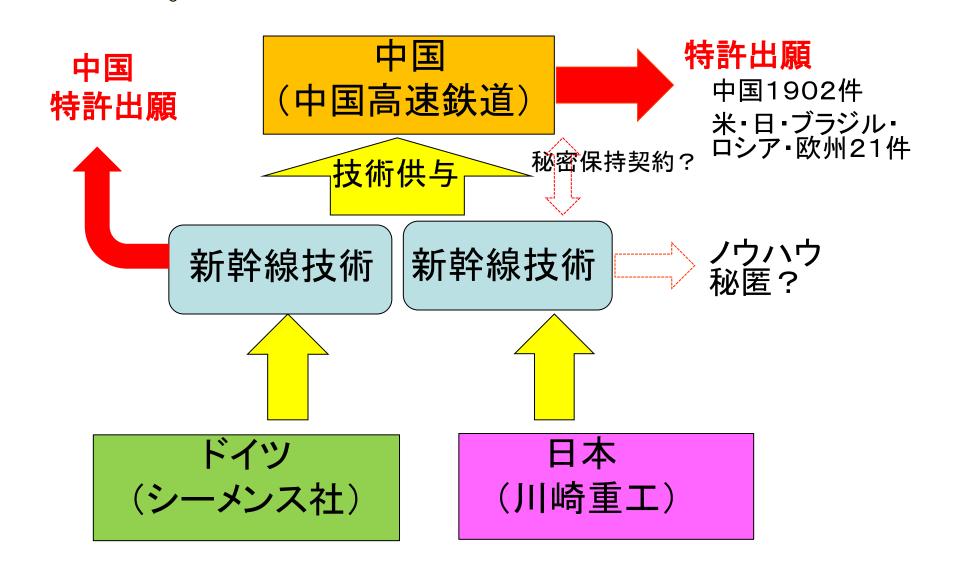
#### 細胞融合技術

#### 基本技術の特許出願なし

- •1953 センダイウイルスの発見 石田名香雄(東北大)
- •1956(1957) 岡田義雄(大阪大)による細胞融合の発見
- •1975 ミルシュタイン、キュラー(英国王立研) ハイブリドーマ(モノクローナル抗体)作製
  - ── ノーベル生理学・医学賞受賞

### 中国新幹線特許出願問題

2011. 7. 6 ニュースから



### 3Dプリンター開発競争

2014.9.16日本弁理士会研修より

- 3Dプリンター基本技術:小玉秀男(名古屋市工業研究所) 1980.4特許出願→1981.11公開→1987.4審査請求徒過 1981.4~11月論文投稿、発表、F社見学 1985弁理士登録、転職
- 3Dシステムズ社(米国)実用化技術開発先行
   1984.8~特許出願
   侵害/無効
   (米国有利)
   開発速度 の低下
- F社、丸谷(日本)実用化技術開発遅 1984.5~特許出願



2番手企業の優位性

# 期間の計算

#### 特許法第3条

- ① 期間の初日は、算入しない。 (民法140条:<u>初日不算入の原則</u>、半端な時間をカウントしない。)
- ② 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。 月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月 又は年においてその起算日に応当する日の前日、応当する日がな いときは、その月の末日に満了する。
- ③ 特許出願、請求など「特許に関する<u>手続</u>」についての期間の末日 が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期 間の末日とする。

行政機関の休日=土日、祝日、12月29日から翌年1月3日

ただし、特許権存続期間は、期日末日が休日でも満了。

### 練習:特許・実用新案・ノウハウ

#### 最も適切だと思う保護の方法は?

- 新しく開発した抗癌剤
- 新しい構造の洗濯ばさみ
- 老舗和菓子店の新製品
- ・ 効率の良いレンズの磨き方
- 新しい機構のエンジン
- 新興国に技術供与予定の社内技術
- 植物から単離した新成分

特許

実用新案

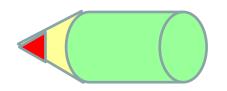
ノウハウ秘匿

### 練習:特許権の排他性

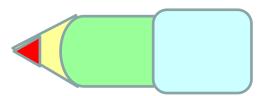
Aさん特許 「鉛筆」

Bさん特許

Cさん特許 「消しゴム」「消しゴム付鉛筆」

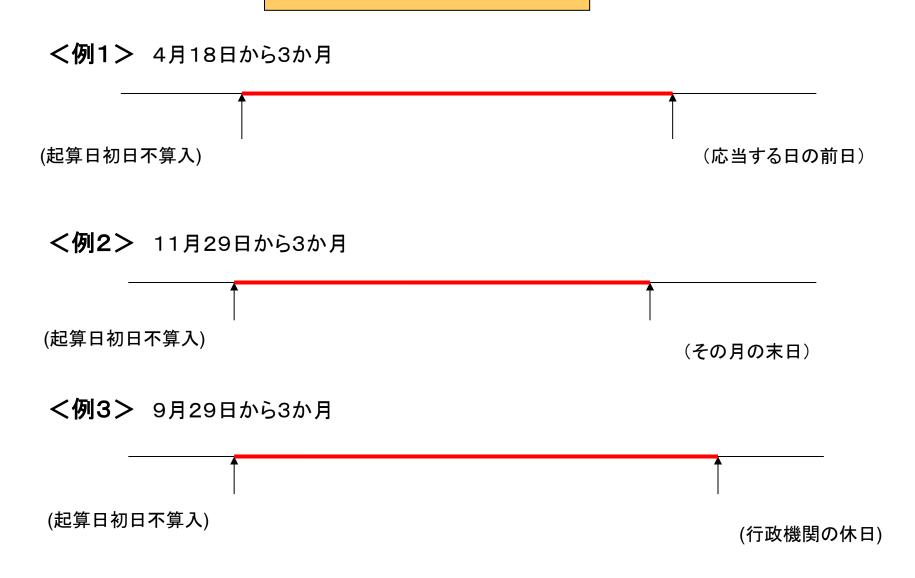






質問:Aさん、Bさん、Cさんそれぞれが独占的 に製造・販売できるのはどれ?

#### 練習:期間の計算



# 今日のポイント

- 1. 特許制度の役割
  - 特許権 🛶 発明の開示 🛶 産業の発展
- 2. 特許権の本質=独占的排他権
- 3. 実用新案:無審査、低費用、短い存続期間
- 4. ノウハウ秘匿: 秘匿効果、他社との対抗
- 5. 日本での特許制度の浸透の立後れ